

地域振興会議の設置について

1. 名 称

鹿野地域振興会議

2. 設置目的

市民と行政との協働による地域の振興及び本市の一体的な発展に資することを目的に設置する。

3. 所掌事務

- (1) 市長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申を行うこと。
 - ・協働によるまちづくりの推進施策に関すること。
 - ・その他市長が必要と認めること。
- (2) 必要に応じて次の事項について審議し、市長に意見を述べること。
 - ・設置地域に係る地域振興、市民参画や市民活動等の推進に関すること。
 - ・その他、地域の振興に関し必要と認める事項。

4. 設置区域

合併前の旧町村区域ごとに設置する。

5. 組 織

- (1) 設置区域ごとに12名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員は対象地域に住所を有する者、若しくは勤務している者、又は、これらに準じる者(対象区域の出身者)とする。
- (3) 委員構成は次のとおりとする。
 - ・自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
 - ・学識経験を有する者
 - ・公募により選任された者 4名程度
- (4) 委員の任期は2年とする。
 - ・ただし再任を妨げず、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。

6. 会長及び副会長

- (1) 委員の互選とする。
- (2) 会長は会務を総理し、振興会議を代表する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

7. 会議の開催

- (1) 次の各号に掲げる場合に、会長が招集する。
 - ・市長又は会長が必要と認めるとき。
 - ・委員の4分の1以上の者から招集の請求があるとき。
- (2) 合同会議も含めて概ね年8回とする。
- (3) 会長は会議の議長となる。
- (4) 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (5) 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (6) 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、振興会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(7) 合同会議は、市長、又は、関係する地域振興会議の会長が必要と認めるとき、各振興会議の意見の調整及び協議のため開催する。

- ・市長又は関係する地域振興会議の会長が連名で招集する。
- ・会議の議長は関係する地域振興会議の会長の互選とする。

8. 答申及び意見の尊重

市長は振興会議の答申及び意見を尊重し、当該地域の振興に努めるものとする。

9. 報酬及び費用弁償

7,000円／1回

10. 設置期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

11. 地域振興会議（仮称）設置に向けたスケジュール（予定）

平成27年	1月	公募委員募集（各総合支所だより1月号）
	2月	公募委員選考
	4月 1日	地域振興会議設置